



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

社会福祉法人 びわこ学園 (野洲市・医療福祉業)

を認定しました (認定段階3での認定となります)。



令和5年9月21日(木)

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左：滋賀労働局 小島局長

写真中央：人財育成部副部長 森博美 氏

写真右：人財育成部人事・育成課長 松岡千弥 氏

■■ 認定企業の取組紹介 ■■

○採用に関する取組

- ・大学、専門学校の実習を受け入れると共に、専門分野の講師派遣を実施している。
- ・採用に際し、職場の理解を深め、就職時に具体的なイメージをもてるように、事前見学・インターンシップの参加を促している。
- ・内定者に対して、入職までの不安を和らげ、同期と交流を図るために内定者交流会を開催している。
- ・修学資金・奨学金返済補助・就業支度資金等の金銭的負担の軽減および生活基盤の安定を目的に働き始めやすい支援制度を準備している。

○継続雇用に関する取り組み

- ・長期休業者へ研修の案内を行い、希望者にはオンライン配信を実施している。
- ・長期休業後は、「復帰時研修希望アンケート」を実施し混乱なく円滑に職場復帰ができるよう徹底している。
- ・「パパママパンフレット」を作成・活用し、個々の状況に合わせた産育休の取り方等の相談の機会を設けている。

○長時間労働是正のための取組

- ・多様な勤務時間を設け、業務量に見合った人員配置を実施している。
- ・業務内容を機能別に分け、職員の適性に合わせて業務分担している。

○管理職比率に関する取組

- ・管理職の不安の軽減や質向上に向けて、法人外の管理職教育を受講するよう処遇・費用の保障を行い参加の推進をしている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・資格取得等のための長期研修では、処遇の保障、研修費用の貸与および就業期間により返還免除としている。
- ・希望があれば随時、非正規職員から正規職員へ転換制度を実施している。
- ・目標管理システムを導入し、職員の目標達成を目指して支援している。

■■ 認定企業よりメッセージ ■■

今年度、「一般事業主行動計画」の見直しを行い、これまでの取り組みを整理してデータ分析を行い、えるぼし認定を受けることができました。重い障害がある利用者さん、ご家族さまを支援する事業所として、働く職員の状況把握と課題分析を行い、より良い職場環境の構築に努めて参りたいと思います。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190